

こうれいしゃ しょう しゃ 高齢者・障がい者のための



べんごし でんわ ほうりつ そうだん 弁護士 電話 法律 相談

※ 相談は **無** **料** です。

電話番号：

019-653-3310

対象者：

岩手県内にお住まいの高齢者（65歳以上）・障がい者ご本人、その家族や生活支援者（福祉関係者等）の方

受付日時：

平日（夏季・冬季休みを除く）午前9時～午後5時

相談方法：

- * 上記電話番号にお電話ください。
弁護士より 3営業日以内に折り返しお電話します。
- * 聴覚障がい者の方は手紙による相談もできます。詳しくは裏面をご覧ください。

☎電話相談

弁護士が、岩手県内にお住まいの高齢者（65歳以上）・障がい者本人、その家族や生活支援者（福祉関係者等）のお悩みに電話でお答えします。お気軽にお電話ください。

◇面談相談

電話相談をした結果、面談して相談する必要がある場合は、面談相談もお受けします。面談相談は原則として有料ですが、ご本人の資力等により無料となる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

◇相談内容

- 遺言をどう書けばいいか知りたい。
- 相続のことについて知りたい。
- 家に来た業者に高い商品を売りつけられた。



- 年金を息子が使ってしまい渡してくれない。
- 借金が返せなくて困っている。
- 障害のある子の将来が心配。
- 病院や施設・事業所の対応に不満があるなど、悩んでいることを何でもご相談ください。

◇聴覚障がい者のための弁護士手紙相談

聴覚障がい者の方は手紙での相談ができます。相談は**無料**です。

岩手弁護士会宛（〒020-0022 盛岡市大通1丁目2-1 サンビル2階）に下記事項を記載の上、手紙をお送りください。

* 記載事項

- ①名前、②住所、③年齢、④生活形態（1人暮らし、家族等と同居、施設入居中等）、⑤本事業を知った経緯、⑥相談内容、⑦紛争の相手方がいる場合は相手方の名前

* 家族・支援者の場合

- 上記①～⑦に加えて、⑧被支援者の名前、⑨被支援者の住所、⑩被支援者の年齢、⑪被支援者との関係